

一般社団法人福岡県スクールカウンセラー協会 定款

制定 令和6年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人福岡県スクールカウンセラー協会と称する。

2 本会の英語による表記は「Fukuoka Association of School Counselor」とし、略称を「Fukuoka SC」とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公認心理師法（平成27年法律第68号）（以下、この定款において「法」という。）第28条の規定により公認心理師の登録を受けた者、及び臨床心理士（（公財）日本臨床心理士資格認定協会）の資格を取得した者などで、福岡県又は福岡県内の市町村の教育委員会及び学校設置者からの要請を受けて、児童生徒、保護者及び教職員の心の健康の保持増進に寄与するとともに、教育と研鑽に根ざした専門性に基づく心理支援活動を行うスクールカウンセラーの質の向上を図り、併せてスクールカウンセラーが安心して働き続けることができる環境づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上に資する研修会等の計画、運営に関する事業
- (2) 福岡県におけるスクールカウンセラーの雇用に関わる地方自治体や学校法人、その他関連諸団体との連携・交流・協力に関する事業
- (3) 緊急支援を含む、スクールカウンセラーに求められる支援方法の検討、及び普及啓発の促進を図る事業
- (4) 会員間の情報交換・協力に関する事業
- (5) 会員の労働環境の改善及び職業としての確立に関する事業
- (6) その他、本会の目的達成のために必要と認められる事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 福岡県又は福岡県内の市町村の教育委員会及び学校設置者からスクールカウンセラーとして雇用されており、当会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 上記のスクールカウンセラー以外の個人で、文部科学省の「スクールカウンセラー等の選

考に係る資格要件」を満たす者、スクールカウンセラーの養成に関与している大学関係者・研究者、スクールカウンセラーのスーパーヴィジョンを行っている者、その他、スクールカウンセラー事業に携わり本会の目的に賛同する者で、理事会の承認を得た者

(3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、この法人の事業を賛助する個人又は法人及び団体

(4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦を受け、総会において承認を得た個人

(入会)

第 6 条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めた入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員、準会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 正会員、準会員及び賛助会員は、疾病、災害等により会費を納入することができない事由があるときは、その延納、減額又は免除の申出をすることができる。

4 前項の申出があったとき、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(義務)

第 8 条 会員は理事会の決議によって定める倫理規定を遵守しなければならない。

(退会)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は倫理規定に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 心身の故障によりスクールカウンセラーの業務を適正に行うことができない者として文部科学省令

で定めるものに該当したとき

- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が解散したとき
- (4) 公認心理師、臨床心理士の登録を受けた正会員が法第32条第1項又は第2項の規定、及び臨床心理士倫理委員会規程第2条により公認心理師、臨床心理士の登録を取り消されたとき
- (5) 公認心理師の登録を受けた正会員が法第33条の規定により公認心理師の登録を消除されたとき
- (6) 正当な理由がなく会費を2年以上滞納したとき
- (7) 除名されたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、本会の都合による場合を除き返還しない。

第4章 総会

(種類)

第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、第 24 条第 2 項に定める会長が招集する。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 19 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(書面決議等)

第 22 条 やむを得ない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員 1 名を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 21 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 5 章 役員

(種別及び定数)

第 24 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名以内を副会長とすることができる。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、会員の中から選任し、総会の決議をもって承認される。ただし、理事会の決議を経て、会員以外の学識経験者等から選定することができる。

2 会長、副会長、事務局長は、理事会の決議により選定する。

- 3 会長、副会長、事務局長は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令に定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

- 第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
 - 4 会長及び副会長は、毎事業年度に 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第 27 条 監事は、理事の業務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（任期）

- 第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。連続 3 期を超えての選任はできない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。連続 3 期を超えての選任はできない。
 - 3 補欠又は増員として選任された理事及び補欠として選任された監事の任期は、前任者又は他の在任者の残任期間とする。
 - 4 理事及び監事は、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。

（解任）

- 第 29 条 理事及び監事は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づき解任することができる。この場合、その理事又は監事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

- 第 30 条 役員は無報酬とする。
- 2 役員には会務執行に必要な費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決により、別に定める。

(顧問及び相談役)

第31条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は無報酬とする。

3 顧問は3人以内とし、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、理事会の議決に基づいて、会長が委嘱する。

4 相談役は3人以内とし、本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、理事会の議決に基づいて、会長が委嘱する。

5 顧問及び相談役の任期は、第28条第1項の規定を準用するものとする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、事務局長の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 法令の定めるところにより、監事から会長に請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長又は会長が指名する副会長がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席した当該理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が、記名、押印しなければならない。

(委員会)

第 40 条 本会は、業務上必要と認めるときは、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産の管理・運用)

第 42 条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予

算成立の前日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項による収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(剰余金の処分制限)

第 45 条 当会は、剰余金の分配をすることはできない。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権 3 分の 2 以上に当たる多数をもって変更することができる。

(合併等)

第 47 条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 48 条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって解散することができる。

(認定取消し等の伴う贈与)

第 49 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 50 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公 告)

第 51 条 当会の公告は、当会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、貸借対照表は、法人法第 128 第 3 項に規定する措置により開示することができる。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 52 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。

3 事務局職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 53 条 本会の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 認定、許可、許可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第 11 章 補則

(委 任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

(最初の事業年度)

第 55 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 56 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令に従う。

作成日 令和 6 年 4 月 1 日